【契約予定内容に関する調査表】（記載例）

**資料５**

（１）　補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 契約名（予定） | 契約の内容 | 契約の形態 | 見積社数 | 見積額（円） |
| １ | 令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業 | 工事請負契約 | 一般競争  入札 | ５ | 567,890,123 |
| ２ | 令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係る調査設計監理業務委託 | 調査・設計及び施工監理業務の委託契約 | 随意契約 | ３ | 15,678,900 |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  | 583,569,023 |

注１　「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入。

注２　「見積者数」は、事業費を算出するにあたり、見積もりを取った者数を記入。

注３　「見積額」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注４　随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合に限りできるものである。

（２） 前記（１）の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 契約名(予定) | 契約の内容 | 見積額（円） | うち補助対象外見積額(円) |
| １ | 令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業 | 工事請負契約 | 567,890,123 | 8,765,432 |
| ２ | 令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係る調査設計監理業務委託 | 調査・設計及び施工監理業務の委託契約 | 15,678,900 | 234,500 |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  | 583,569,023 | 8,999,932 |

注　「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

（３）　前記（１）で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 契約名(予定) | 随意契約を行う根拠  （地方自治法） | 随意契約の理由 |
| ２ | 令和○年度□□市△△地区ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業に係る調査設計監理業務委託契約 | 地方自治法施行令第167条の２第○号 | ※具体的な理由を記載して下さい。 |
|  |  |  |  |

注　「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

（○○市）

**資料６－１**

光ファイバーケーブルの整備（使用）計画について（記載例）



【定義】

○既設活用芯：既設光ファイバーの未使用芯で、新たに今回の補助事業で使用する芯数。

○新設・更改芯数

・芯数：補助事業で新設更改する芯数（①）

・テープ数：①のテープ数

＜補助対象 芯数＞

○補助対象芯数：①のうち、補助対象の芯数（②）

○放送使用芯数：②のうち放送用として使用する芯数のうち、補助事業年度中に使用される芯数

○通信使用芯：②のうち通信用として使用する芯数のうち、補助事業年度中に使用される芯数

○余剰芯：補助対象として認めうる余剰芯数

　　　　　　　　　　　　　　（例）既製品の４芯を購入した方が、必要芯数２芯ケーブルを特注で購入するより安価で調達できる場合に、必然的に余剰芯が発生する場合であり、かつ、過剰でない場合に限り補助対象余剰芯として認められる。

　○補助対象テープ数：②のテープ数

＜補助対象外 芯数＞

○補助対象外芯数：①のうち、補助対象外の芯数（③）

○その他使用芯：通信用以外の用途で使用される芯数

○未使用芯：補助事業年度中に使用されない芯数

　　　　　　　　　　　　　　　　　（例）本来であれば40芯で足りるところ、将来の使用を見越し60芯敷設した場合、20芯が補助対象外の未使用芯。

　　　　　　　　　　　　　　　　　（例）既製品を購入したことで発生した補助対象外の未使用芯。

○補助対象外テープ数：補助対象外芯数のテープ数

【注意事項】

・芯線設計の基本的な考え方について、別紙で説明すること。

・芯線についてはテープ数についても記載すること。（上記の例は４芯＝１テープ（Ｔ）の場合）

・添付図面：回線系統図（資料７）と一致させること。

**資料６－２**

**芯線設計の基本的な考え方について（例）**

1. 芯線積算の基本的考え方について

光ケーブル：必要芯数の直近上位芯数である４芯１テープを使用。

テープ数：必要芯線数直近上位の芯数テープ数を整備。

必要芯線数：積み上げ方式。

スプリッター：○分岐スプリッターを基本とし、１クロージャーあたり最大○スプリッターを搭載。

1. 放送・通信用

放送・通信用・その他使用の芯線数：○○を参考としながら、○○な地域事情に合わせ整備。

必要芯線数：○○によりクロージャー設置位置を決定し、○○に応じたスプリッター数を算出。芯線数○○の芯線を整備。

【本事業により新設する芯線数】

・必要芯線数 放送用１芯＋通信用１芯＋その他用２芯

・敷設芯線数 ８芯（８芯の光ケーブルが４芯光ケーブルよりも安価なため）

【残る４芯の考え方】

例１：　放送・通信とその他使用での芯数按分により、補助対象余剰芯２芯、補助対象外未使用芯２芯に按分。

補助対象余剰芯として整理された２芯については、申請書、事業計画書に記載された交付目的の範囲内で活用する。

例２：　直近上位芯で整備したことにより発生した余剰芯のため、その全てを補助対象余剰芯へ計上。

なお、補助対象余剰芯として整理された４芯については、申請書、事業計画書に記載された交付目的の範囲内で活用する。